

# 特集

# 救急救命士の 現状と未来

## 活躍の場とその拡大を俯瞰する

現在、わが国における救急救命士の有資格者は約6万人に達しているが、そのうち消防機関に所属しているのは約35,000人にすぎない。残りの25,000人は、「非消防」の民間救急救命士である。

これまで「救急救命士法」について、法律専門家を交えて医師・救急救命士らと検討を重ねてきた結果、「救急救命士法は資格法であり、同法で規定されているのは救急救命士の救急救命処置の対象と活動の場、医師からの指示、救急処置記録保存、救急救命士が搬送する車両としての救急用自動車等」であり、消防機関であれ民間であれ、救急救命士資格者でかつメディカルコントロール（MC）などの要件を満たしていれば、傷病者の搬送や処置が可能であることが確認された。さらに病院前医療の現場では実際に、病院やドクターカーでの診療補助、常備消防非設置での救急業務、在宅療養者の搬送など、地域包括医療において民間救急救命士が活用されるようになっており、市民本位の新たな病院前救急医療のあり方が示されてきている。

一方で、民間救急救命士の活動の安全と自立性を担保するための課題も山積しているのが現状である。例えば、①消防機関のMC体制とシームレスな病院前救護統括体制の構築、②民間の指示指導医師による病院前救護統括体制の確立、③救急救命士生涯教育の推進、④救急救命士を雇用する施設の認定、⑤事故発生時の対応と医療保障体制の構築、などであるが、これらの課題解決に向けて2017年5月には「病院前救護統括体制認定機構」が発足した。

以上のような現状をふまえ、本特集では民間救急救命士に関係する多くの方々から執筆をお願いし、上記機構の概要から、救急救命士の民間活用における問題点、そして民間救急救命士の活用事例も具体的に紹介いただくことで、少しでも多くの方の救急救命士の正しい理解を図りたいと考えている。民間救急救命士の制度が社会に定着することで、救急救命士の社会的利活用の場がより拡がり、国民生活の安全・安心に少しでも関与できることを望むものである。